

# ふじのくに生活困窮者自立支援基金

## 生活困窮者自立相談給付及びフードバンク助成事業実施要領

### 第1 趣 旨

生活困窮者自立支援相談事業等において、生活困窮者が地域で自立した生活を営めるよう、就労活動に必要な資金等を給付し、就労支援の実効性を高め、社会参加の機会を創出することにより社会的孤立を解消するとともに、緊急食料支援を行うフードバンクの基盤強化を目的に「ふじのくに生活困窮者自立支援基金」を静岡県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に設置する。

### 第2 事業内容

#### 1 就労支度金給付事業

- (1) 趣 旨：生活困窮者自立支援事業の相談者で、就職準備のための資金が不足している者（現に就職活動を行っている者または就職活動を行おうとしている者等）を対象に就職活動支度金を支給し、就職活動及び新生活のスタートを支援する。
- (2) 対象経費：交通費（公共交通機関、ガソリン代等）、携帯電話等の通信費、診療費、薬代、就職活動用衣服、写真・履歴書等の文具用品、衛生用品・理容費など（最大1か月分）  
ただし、滞納や負債の補填、食費や光熱費などについては対象外とする。
- (3) 金 額：一人あたり 20,000 円以内  
（上記金額以内であれば、複数回の利用可。真に必要であれば他と併用可）

#### 2 ひとり親世帯支援事業

- (1) 趣 旨：生活困窮者自立支援事業のひとり親世帯の相談者で、就職活動や手当・支援制度を活用するにあたり必要となる経費及び一時的に子どもを預ける必要がある場合の経費並びに緊急的に子どもに係る生活用品が必要となった場合に支援する。
- (2) 対象経費：一時保育費、ファミサポ利用費、学用品費、手当・支援制度活用に係る費用（写真、各種証明書の発行、交通費）など（最大1か月分）  
ただし、塾や習い事等については対象外とする。
- (3) 金 額：一人あたり 20,000 円以内  
（上記金額以内であれば、複数回の利用可。真に必要であれば他と併用可）

### 3 就労活動応援金付職場体験事業（中間的就労支援事業）

- (1) 趣 旨：生活困窮者自立支援事業の相談者で、就職を希望しているが直ちに就労することが困難な者に対して、就労体験の機会を提供し、就労活動応援金を給付することにより、就労の動機付けや意欲喚起を促し、就労活動を開始するための支援をする。
- (2) 体験職場の開発：社会福祉法人はもとより、地域の一般企業・団体等に受け入れの輪を各自立相談支援機関で開発する。
- (3) 金 額：一人あたり1時間500円とし、20,000円以内  
（上記金額以内であれば、複数回の利用可。真に必要であれば他と併用可）

### 4 認定就労訓練支援事業

- (1) 趣 旨：認定就労訓練事業所において、一般就労を目指して就労訓練を行っている（行う）者を対象に、訓練に必要な経費を支給することにより、継続的な訓練ができるよう支援する。
- (2) 対象経費：交通費、食費、電話代、作業着や作業靴、応援金、生活困窮者就労支援に係る保険代（全社協）、住込みで行う場合の光熱費など  
ただし、本人負担でない費用（認定就労訓練支援事業所の活動経費、維持経費など）は対象外とする。
- (3) 金 額：一人あたり20,000円以内  
（上記金額以内であれば、複数回の利用可。真に必要であれば他と併用可）

### 5 生活環境改善支援事業

- (1) 趣 旨：生活困窮者自立支援事業の相談者で、地域住民の協力または地域住民の活動（居場所・サロン・ボランティア活動への参加等）を活用して、生活の環境・リズムを整え、早期に就職活動を行うための準備を支援する。
- (2) 対象経費：活動に参加するための交通費や経費、活動により発生する経費（例：サロン参加費、活動にあたっての食費、ゴミ屋敷の清掃に係る費用など）  
ただし、本人負担でない費用（活動団体の活動費など）は対象外とする。
- (3) 金 額：一人あたり20,000円以内  
（上記金額以内であれば、複数回の利用可。真に必要であれば他と併用可）

## 6 生活維持支援事業

- (1) 趣 旨：生活困窮者自立支援事業の相談者で、離職等に伴う無収入または収入減により生活の維持が困難となった者を対象に、必要な支援（生活保護、住居確保給付金、総合支援資金、就労支援等）につながるまでの生活費を支援する。
- (2) 対象経費：公共料金や家賃の支払いなど、生活を維持するのに必要な費用で、各自立相談支援機関が必要と認めた経費  
ただし、フードバンク支援の拡充を踏まえ、食費は対象としない。
- (3) 金 額：一人あたり 20,000 円以内  
(上記金額以内であれば、複数回の利用可。真に必要なであれば他と併用可)
- (4) 実施期間：令和2年5月13日から令和3年3月31日まで

## 7 フードバンク助成事業

緊急食料支援は生活困窮者に欠かすことのできない支援であることから、フードバンク事業の基盤強化を図るために以下の助成を行う。

- (1) 助成対象：特定非営利活動法人フードバンクふじのくに
- (2) 助成額：300,000 円以内
- (3) 対象経費：人件費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、会議費、備品費、保険料
- (4) 申請方法：フードバンク助成事業申請書（様式4）を県社協へ提出する。
- (5) 領収報告：入金確認後、「ふじのくに生活困窮者自立支援基金領収書（様式5）」を県社協へ送付する。

## 第3 給付申請の手続き

- 1 就労支度金給付事業、ひとり親世帯支援事業、就労活動応援金付職場体験事業（中間的就労支援事業）、生活環境改善支援事業における手続きは、次のとおりとする。

- (1) 必要書類：「給付申請書（様式1）」（本人記入）  
「意見書（様式2）」（相談支援機関作成）  
「インテーク・アセスメントシート」（業務システム様式）  
「プラン兼事業等利用申込書」（業務システム様式）  
※（プランの「実施すること」項目に本事業が明記されており、本人署名のあるもの）

(2) 申請方法：上記(1)の必要資料一式を県社協に送付する。

2 認定就労訓練支援事業における手続きは、次のとおりとする。

(1) 必要書類：「給付申請書（様式1）」（本人記入）

「意見書（様式2）」（相談支援機関作成）

「インテーク・アセスメントシート」（相談支援機関作成）

「プラン兼事業等利用申込書」（業務システム様式）

※（プラン中の「実施すること」に、本事業及び「法に基づく事業等」の認定就労訓練事業の利用が明記されており、本人署名のあるもの）

ただし、事業を円滑に実施するため、認定就労訓練事業所が申請する場合は、「プラン兼事業等利用申込書」のみ追加で提出することができる。

(2) 申請方法：上記(1)の必要資料一式を県社協に送付する。

3 生活維持支援事業における手続きは、次のとおりとする。

(1) 必要書類：「給付申請書（様式1）」（本人記入）

「意見書（様式2）」（相談支援機関作成）

「インテーク・アセスメントシート」（業務システム様式）

「プラン兼事業等利用申込書」（業務システム様式）

※（プランの「実施すること」項目に本事業及び「必要な支援（給付後の支援の見通し）」が明記されており、本人署名のあるもの）  
「無収入または収入減」の状態を客観的に確認するための資料  
（本人の給与振込通帳の写し等）

(2) 申請方法：上記(1)の必要資料一式を県社協に送付する。

#### 第4 給付の手続き

- 1 県社協会長は、申請受理後速やかに審査を行い、給付の可否及び金額を決定する。
- 2 審査結果は、ファクシミリ等により通知する。
- 3 給付先は、特段の理由がない限り各自立支援機関への振込とし、各自立支援機関が本人に支給するものとする。

#### 第5 給付後の手続き

- 1 本人への給付後、本人が署名押印した「ふじのくに生活困窮者自立支援基金領収書（様式5）」を受領し、県社協へ送付する。

※現物を購入（使用）した際のレシートや領収書は、県社協に提出せず各自立支援

機関で保管しておくこと。

- 2 自立相談支援機関は、「基金事業評価シート（様式3）」に資金使途及び事業利用の効果を記載の上、県社協へ送付する。

ただし、事業評価に一定の期間が必要な場合は、次回のモニタリング時期等までに行うこと。

## 第6 事業実施期間

平成28年度から令和3年度の6年間とする。

ただし、財源が無くなり次第、終了する。

## 第7 その他

この要領に定めのない事項については、県社協会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

この要領は、平成29年7月1日から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年5月13日から適用する。